

鳥取市中学校文化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校文化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）が中学校の文化活動の充実・発展を図るために行う事業に対し補助することにより、本市の中学生の文化活動の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、連盟とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が行う別表の左欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる経費の額とする。

(補助金の交付等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の実績報告は、補助事業の区分ごとに補助事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれかまでに行わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費
鳥取市中学校合同文化祭事業	鳥取市中学校合同文化祭の実施に要する経費のうち、会場借上料、会場整備費（看板作成等）、印刷製本費（プログラム・表彰状等）、消耗品費、生徒輸送費、楽器等運搬費

様式第 1 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

年度鳥取市中学校文化事業実施計画（実績報告）書

事業の概要

事業名	
事業目的 及び目標	
事業内容	
事業効果	
事業時期	年 月 日 から 年 月 日まで

※事業実施後の効果は、具体的に記入すること。

様式第2号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市中学校文化事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
計		

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市中学校文化事業補助金について、鳥取市中学校文化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類